

税務課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ

所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

- ▼保険税（料）の軽減が受けられない。
 - ▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。
 - ▼入院時の食事代が減額されない。
- などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課・各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金（国民年金等）または給与

のみの方は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、税務課までお問い合わせください。

■申告に必要なもの

- (1)令和4年中の所得・控除額がわかるもの（源泉徴収票・生命保険の払込証明書等）
- (2)本人確認書類
 - ・1枚の提示でよいもの（顔写真付き）
…運転免許証等
 - ・2枚以上の提示が必要なもの
…被保険者証、年金手帳等

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

■対象者（次の全てにあてはまる方）

- (1)雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成30年3月31日以降であること
- (2)離職日において、65歳未満であること
- (3)雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。（※

再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります）

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します）

■申請に必要なもの

(1)雇用保険受給資格者証、(2)対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）、(3)窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

■申請場所 税務課、各総合支所・出張所

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008

ふるさと納税払い
チョイスPayの加盟店募集

ふるさと納税払いチョイスPayとは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取り扱う地域限定の電子ポイントで、寄附者の方がふるさと納税によって付与された電子ポイントを、スマートフォンやタブレット端末を使用して、本町が定めた加盟店での買い物や食事、宿泊、レジャー等のサービスの利用に使うことができます。

ふるさと納税払い

チョイスPay導入目的

ふるさと納税制度を活用したふるさと納税払いチョイスPayを導入し、寄附者に直接周防大島町に訪れていただき、本町の魅力を感じていただくことにより、関係人口を増やし町の活性化を図ります。

申込方法

町ホームページに掲載しています、「募集要項」および「加盟店規約」をご確認の上、下記の申込フォームからお申し込みください。

募集期間

随時申し込みを受け付けます。

■問い合わせ

政策企画課 地域振興班
☎ 0820 (74) 1007

